

政令第二百六十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第四十一条、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第三十七条第二項、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第四十九条第三項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び同条第六項」を、「同条第六項」に改め、「取消し」の下に「及び法第三十二条の六第

一項の規定による経由」を加える。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号)第九号第二号八

二 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八号)第四条第二号八

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号)第十六条第二号八

附 則

この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年一月三十日)から施行する。

理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、適格都道府県センターの認定に係る申請書の経由に関する事務を方面公安委員会が行う事務から除くこととする等暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。